

世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等使用基準

第9回世界お茶まつり実行委員会

第9回世界お茶まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）において作成した、世界お茶まつり 2025 シンボルマーク、ロゴマーク、イラストデザイン（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 シンボルマーク等は、世界お茶まつり 2025 の幅広い認知を目的として、協力企業等の商品及び各種媒体等への幅広い適切な利用を促すことにより、それらの価値を高めることを目的とする。

（使用の申請）

第2条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ「世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等使用承認申請書（別記様式第1号）」を実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）実行委員会を構成する組織及び個人において、世界お茶まつり2025の周知のために、販売目的以外で使用する場合
- （2）新茶フェアパートナー店及び地方公共団体等において、世界お茶まつり2025の広報を目的に使用する場合
- （3）報道機関において、世界お茶まつり2025に係る報道を目的に使用する場合

（審査）

第3条 実行委員会事務局は、第2条による申請があったときは、速やかに申請内容を審査する。

- 2 審査は提出された書面及び現物等で行うが、必要に応じて申請者からの聞き取りを実施することができる。

（承認及び通知）

第4条 実行委員会会長は、事務局による審査結果を基に、申請した事業者等に対し、「世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等使用承認書（別記様式第2号）」（以下「使用承認書」という。）又は「世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等利用不承認（承認保留）通知書（別記様式第3号）」により使用の適否（保留を含む）を通知するものとする。

（使用期限）

第5条 シンボルマーク等の使用承認期限は、承認の日から令和8年2月末日とする。

（変更・中止）

第6条 第4条に基づく承認を受けた申請について、使用目的や方法に変更がある場合、申請者は、当該使用承認書を添付して「世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等変更承認申請書（別記様式第4号）」を事務局に提出し、承認を受けるものとする。また、使用を中止する場合は、「世界お茶まつり 2025 シンボルマーク等使用中止届（別記様式第5号）」を事務局に提出するものとする。

(変更承認及び通知)

第7条 実行委員会会長は、第6条に基づく変更承認申請について、第4条に準じて使用の適否（保留を含む）を通知するものとする。

(使用の制限)

第8条 実行委員会会長は、次のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 世界お茶まつり2025のイメージ又は価値を害する恐れがある場合
- (2) 消費者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員からの申請
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者からの申請
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者からの申請
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(デザイン)

第9条 シンボルマーク等のデザインは、「世界お茶まつり 2025 ロゴマーク・ロゴタイプ 簡易デザインマニュアル 使用ガイド」及び「世界お茶まつり 2025 イラストの使用について」（以下「デザインガイド等」という。）に基づくものとする。

2 シンボルマーク等の表示に要する経費は、承認を受けた事業者等（以下「使用者」という。）の負担とする。

(メッセージの付記)

第10条 使用者は、シンボルマーク等に次のメッセージを付記するよう努めるものとする。
なお、事務局は使用の承認にあたり、メッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。

例：「私たちは「世界お茶まつり2025」を応援しています。」

(商標登録等)

第11条 使用者はシンボルマーク等並びにシンボルマーク等を含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第12条 使用者は、シンボルマーク等を使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに事務局に提出するものとする。

(改善の指示)

第13条 実行委員会会長は、使用者が使用基準、デザインガイドを遵守せずにシンボルマーク等を使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取り消し)

第14条 前条の改善指示に従わない場合には、事務局はシンボルマーク等の使用承認を取り消すことができる。

(問題への対処)

第15条 シンボルマーク等の使用に起因する問題が起こった場合は、実行委員会及び実行委員会を構成する団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 この使用基準に定めるものの他、必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。

附 則

この使用基準は、令和7年3月 日から施行する。